

総務省委託事業  
辺地共聴施設の維持・運営に係る支援体制構築事業の請負

# 地方自治体による 辺地共聴施設向け 支援事例集

令和7年3月



# Contents

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| <b>01</b> | はじめに 本書の目的と辺地共聴施設を取り巻く課題   |
| <b>02</b> | 辺地共聴施設に対する支援事業を有する自治体の取組状況 |
| <b>03</b> | 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み         |
|           | 秋田県 羽後町                    |
|           | 群馬県 桐生市                    |
|           | 埼玉県 小鹿野町                   |
|           | 兵庫県 丹波篠山市                  |
|           | 大分県 宇佐市                    |
| <b>04</b> | まとめ                        |
|           | 辺地共聴施設に対する支援の背景・経緯         |
|           | 辺地共聴施設に対する補助制度の設計          |
|           | 辺地共聴施設に対する情報発信             |

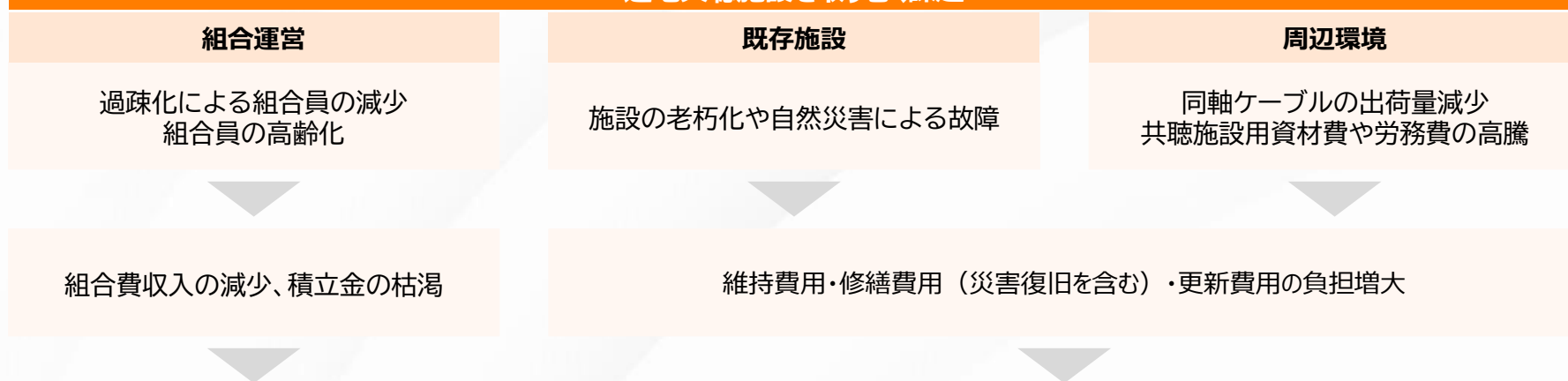


# 1. はじめに 本書の目的と辺地共聴施設を取り巻く課題

## 本書の目的

- 平成15年から本格的に始まった地上デジタルテレビ放送への移行では、地形等自然の状況により放送受信が困難な難視聴地域(高層建築物による都市受信障害など原因者が存在する場合を除く)において、辺地共聴施設により放送視聴環境を維持している。
- 辺地共聴施設は、NHKと住民が共同で運営するNHK共聴施設と、住民組合が単独で運営する自主共聴施設があり、その施設数は全国で約1万5千になると推定される。
- このような辺地共聴施設では、設置後10年以上が経過し設備の老朽化が進み、住民組合では過疎化による組合員数の減少と高齢化により、施設の維持が困難な地域が散見される状況となっている。
- 本書では、市町村による辺地共聴施設の維持が困難な住民組合向け支援の検討に資するため、共聴施設向けの支援策を実施している市町村の取り組み例を取りまとめたものである。

## 辺地共聴施設を取り巻く課題



### 特に自主共聴施設では維持管理の負担が増加し、今後も安定的に放送視聴できるか不安がある

- ✓ 自然災害や支障移転など突発的な修繕費用や、老朽化した施設の更新費用が高額になり捻出できない
- ✓ 過疎化による組合員数の減少により組合員毎の負担額が増加するほか、組合員の高齢化により自主的な施設保全が困難になる
- ✓ 特に、自主共聴施設では維持・修繕する施工業者が確保できない地域がある
- ✓ 住民組合や自主共聴施設の継続的な運営に資する情報（国、自治体の補助事業等）が不足しており、相談できる人もいない

## 2. 辺地共聴施設に対する支援事業を有する自治体の取組状況

辺地共聴施設に対する独自の支援事業を有する5つの自治体に、各自治体の組合への情報提供方法や費用補助等の支援事例についてヒアリングを行った。各自治体の基本情報と取り組み状況の概要は以下の通り。

|              |                | 秋田県<br>羽後町           | 群馬県<br>桐生市             | 埼玉県<br>小鹿野町          | 兵庫県<br>丹波篠山市           | 大分県<br>宇佐市 |
|--------------|----------------|----------------------|------------------------|----------------------|------------------------|------------|
| 基本情報         | 人口（R6）         | 13,094人              | 101,393人               | 10,099人              | 39,147人                | 52,078人    |
|              | 世帯数（R6）        | 5,072世帯              | 49,251世帯               | 4,494世帯              | 17,848世帯               | 26,033世帯   |
|              | 自主共聴組合<br>/全組合 | 15組合/24組合            | 29組合/NA                | 5組合/18組合             | 27組合/NA                | 54組合/73組合  |
|              | 施設利用世帯数        | 863世帯<br>(自主共聴のみの数字) | 1,768世帯<br>(自主共聴のみの数字) | 467世帯<br>(自主共聴のみの数字) | 1,426世帯<br>(自主共聴のみの数字) | NA         |
| 組合対応<br>情報提供 | 専用Webページ       | ○                    | ○                      | ○                    |                        | ○          |
|              | 情報交換会          |                      | ○                      | ○                    |                        |            |
| 費用補助         | 共架費・保険料等       |                      | ○                      | ○                    |                        |            |
|              | 電柱架線移設費        | ○                    |                        | ○                    |                        |            |
|              | 修繕費            | ○                    | ○                      |                      | ○                      | ○          |
|              | 更新費            | ○                    |                        |                      | ○                      | ○          |

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【秋田県 羽後町】

| <市町村の基本情報> |                         |
|------------|-------------------------|
| 人口:        | 13,094人（令和6年10月末）       |
| 世帯数:       | 5,072世帯（令和6年10月末）       |
| 町内組合数:     | 24組合（自主共聴15組合、NHK共聴9組合） |
| 組合加入世帯数:   | 863世帯（自主共聴のみの世帯数）       |
| 財政力指数:     | 0.26（令和3年度）             |
| 地形・地域の特徴:  | 西部は山間高原地、東部は扇状地         |
| 共聴組合の分布:   | 主に西部の山間高原地に分布           |

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【秋田県 羽後町】

#### 羽後町テレビ共同受信組合施設等補助金（平成29年度～ 対象施設：自主共聴、NHK共聴）

| 補助対象     | 補助金額（1施設当たり） | 諸条件                                                                                                                                |
|----------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 修繕・改修・移設 | 30万円（上限額）    | <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費の30%</li> <li>事業費から国・県・NHK等の助成額を除いた経費</li> </ul>                                      |
| 更新       | 150万円（上限額）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象経費の30%</li> <li>事業費から国・県・NHK等の助成額を除いた経費に対して組合加入世帯数に35,000円/世帯を乗じて得た額を控除した経費。</li> </ul> |

#### <補助金額算定、世帯負担額のポイント>

- 補助額計算式内の30%や上限30万円、150万円については、**町内の別の補助事業や他自治体を参考に設定した。**
- 控除額の35,000円/世帯は、**国の地デジに関する補助事業の一世帯当たりの負担基準額を参考にした。**

#### その他の取り組み

##### 他の町内共聴組合の取り組みを共有

- 町民生活課が共聴施設に係る事業を所管することで、住民が相談しやすく、機動性の高い対応を実現していると考えている。
- 各共聴組合は、今後の運営に対して様々なことで悩んでおり、**他の町内共聴組合の取り組みを参考にアドバイスをするなど組合員の気持ちに寄り添った対応**を心がけている。

##### 羽後町ホームページで「羽後町共同受信組合施設等補助金」を紹介

- 約3年前に補助事業の紹介ページを作成した。
- 役場から町民への問合せへの対応がしやすくなり、**担当者がいなくても誰でも補助事業の説明ができるようになった。**

#### <羽後町担当者の考え方、コメント>

- NHK共聴組合はNHKからの補助、指示があるため更新などを行いやすい。自主共聴組合は更新などを行いたい場合でも、高齢化や資金不足で行えない現状がある。
- テレビは生活情報インフラとして不可欠であるため、町民生活環境の整備のために支援の必要性を感じている。（羽後町）**

## 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【秋田県 羽後町】

### 羽後町テレビ共同受信組合施設等補助金の補助事業の情報公開のわかりやすさ

#### 情報公開のポイント

#### ウェブページの構成

**Point.1**

1ページに概要・手続きの流れ・提出書類の様式・記載例が全てまとめて掲載されている

**Point.2**

手続きの流れに沿って提出書類の様式・記載例をダウンロードして参照できる

The screenshot shows the town's official website with a navigation menu. The main content area is titled 'テレビ共同受信組合施設等補助金について' (About TV Co-reception Facility Subsidies). It includes sections for '補助金の概要' (Overview of Subsidies) and '補助金の手続きについて' (About the Subsidy Process). The 'Overview' section lists the subsidy name, purpose, and application period. The 'Process' section outlines the steps from application to completion, with links to download forms and examples for each step.

#### 補助金の概要

補助金の名称  
補助対象組合  
補助金額  
補助対象経費  
補助対象事業

#### 補助金の手続きについて

- 事前相談
- 補助金交付申請
  - 補助金等交付申請書（様式第1号） **様式・記載例**
  - 事業計画書・収支予算書 **様式・記載例**
  - 振込口座連絡票 **様式・記載例**
  - 必要な添付資料一覧
- 事業（工事）着手
  - 着手届（様式第5号） **様式・記載例**
- 事業（工事）完了
  - 完了届（様式第9号） **様式・記載例**
  - 実績報告書 **様式・記載例**
  - 事業実績書・収支決算書 **様式・記載例**
  - 必要な添付資料一覧
- 補助金請求
  - 請求書 **様式・記載例**
  - 必要な添付資料一覧

#### 規則・要綱

- 羽後町テレビ共同受信組合施設等補助金交付要綱
- 羽後町補助金等の適正化に関する規則
- 羽後町補助金等の適正化に関する取扱要綱

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【群馬県 桐生市】

| <市町村の基本情報> |                             |
|------------|-----------------------------|
| 人口:        | 101,393人（令和6年10月末）          |
| 世帯数:       | 49,251世帯（令和6年10月末）          |
| 町内組合数:     | 29組合（自主共聴29組合、NHK共聴N/A）     |
| 組合加入世帯数:   | 1,768世帯（自主共聴のみの世帯数）         |
| 財政力指数:     | 0.55（令和5年度）                 |
| 地形・地域の特徴:  | 約70%が山間部で一部条件不利地域に指定        |
| 共聴組合の分布:   | 北東部、北西部に広がる山間地域に共聴組合が点在している |

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【群馬県 桐生市】

#### 桐生市テレビ難視聴共聴組合支援事業（平成27年度～ 対象施設：自主共聴）

| 補助対象              | 補助金額（1施設当たり）          | 諸条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電気料・電柱共架・保険に要する経費 | 20万円（上限額）<br>左記項目の合計額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に桐生市内に共聴施設を所有し、管理運営を行っていること。</li> <li>・ 加入している世帯数が20世帯以下であること。</li> <li>・ 共聴施設の維持管理に要する費用として1世帯当たり年額6,000円以上の組合費等を徴していること。</li> <li>・ 当該年度における補助対象経費の合計額（保険適用による補てん額、寄付金その他収入があるものについては、当該金額を当該合計額から控除して得た額とする。）から当該共聴組合に加入している世帯数に6,000円を乗じて得た額を差し引いた額</li> </ul> |
| 老朽化・破損に伴う施設の修繕経費  |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 市長が認めた維持管理経費      |                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

#### <補助金額算定、世帯負担額のポイント>

- ・ 「加入世帯数20世帯以下の組合」の条件は、当時の市の**財政状況を考慮**し、世帯数に応じて試算した結果、20世帯以下であれば、事業実施及び継続が可能であるとの結論に至り、設定された。
- ・ 「1世帯当たり年額6,000円以上の組合費の徴収」の条件は、**高齢世帯への過度な負担にならないこと、維持管理をしていくうえで、500円程度が妥当であることなど、当時総合的に判断した結果**として設定された。

#### その他の取り組み

##### 市内共聴組合へ「桐生市テレビ難視聴共聴組合支援事業」の関連資料一式を送付

- ・ 補助の対象となる加入世帯数が20世帯以下の組合は、2025年時点で市内に7組合あり、**年に1回それぞれの組合に対して、要項、申請書、申請フローなど、申請に係る資料を一式送付**している。

#### <桐生市担当者の考え方、コメント>

- ・ **テレビ放送は公共のインフラという認識**を持っており、**地域格差無く、公平に放送が受信できることが重要**。
- ・ 共聴施設によるテレビ放送視聴が続く限りはこの支援事業は継続しなければならない。
- ・ 今後は施設の改修に巨額の費用がかかることを懸念しており、施設の老朽化による問題も出てくると認識している。（桐生市）

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【埼玉県 小鹿野町】

| <市町村の基本情報> |                                        |
|------------|----------------------------------------|
| 人口:        | 10,099人（令和6年11月1日時点）                   |
| 世帯数:       | 4,494世帯（令和6年11月1日時点）                   |
| 町内組合数:     | 23組合（自主共聴5組合、NHK共聴18組合）                |
| 組合加入世帯数:   | 467世帯（自主共聴5組合のみの合計）                    |
| 財政力指数:     | 0.32（令和3年度）                            |
| 地形・地域の特徴:  | 山間部                                    |
| 共聴組合の分布:   | NHK共聴を含めると、町内の面積の大部分を共聴組合のカバーエリアとなっている |

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【埼玉県 小鹿野町】

#### 小鹿野町辺地共聴施設維持管理費補助金（令和5年度～ 対象施設：自主共聴）

| 補助対象     | 補助金額（1施設当たり）                 | 諸条件                                                                                                           |
|----------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電柱等共架料   | 当該年度の電柱共架料（総額）から1万円未満を切り捨てた額 | <ul style="list-style-type: none"> <li>町内に辺地共聴施設を設置管理し、組合員から施設の維持管理に要する費（いわゆる「組合費」）を徴している共聴組合であること</li> </ul> |
| ケーブル等移設費 | 5万円（上限）<br>電柱1本あたり           |                                                                                                               |

#### <補助金額設定のポイント>

- 自主共聴施設で地上波放送を視聴する組合・住民が、**NHK共聴組合の費用負担と近似するレベルになることを目指して補助額・対象を設定。**

#### その他の取り組み

##### 小鹿野町主催の共聴組合との情報交換会（年1回程度開催）

- 自治体から、**共聴施設に関する国や県の動向を共有し、自主共聴組合からも共聴組合の収支報告や運営状況を共有。**
- 施設維持に限界を感じる方が多く、今後の運営方針についての問合せを自治体で受け止め、令和5年に上記補助を実現。
- 自然災害時の問合せ対応、流通量が限られる部材の調達工数・コスト、保険料金の増額対応など、役員の負担も増える。
- 落雷による故障が予測できず、増加。施設老朽化に伴う呼称も報告が上がる傾向にある。
- 小鹿野町内の共聴組合は**横のつながりが強く、共聴組合側が行動を起こし、それを町が補助する形で取り組む。**

#### <小鹿野町担当者の考え方、コメント>

- 住民の中に**生活インフラとして、首都圏の地上波テレビ放送が視聴できることが当たり前という共通認識**はある。
- 運営資金が減少してきている組合から、補助金の取り組みを始めていただき非常にありがたいとの声もあった。
- 適正な補助のレベルについて今後検討が必要であるが、一つの役割はこなしていると考えている。
- 施設への支援を継続したところで、老朽化した施設を減少する組合員で維持していくことには将来的な限界を感じている。**組合で施設を保有する形態に依存せずにテレビを視聴できる環境に移行し、どれだけ早く施設維持への支援から脱却できるかが小鹿野町としての命題**である。（小鹿野町）

### 3. 自治体の共聴施設の支援の取り組み【兵庫県 丹波篠山市】

| ＜市町村の基本情報＞ |                                                  |
|------------|--------------------------------------------------|
| 人口:        | 39,147人（令和6年10月末）                                |
| 世帯数:       | 17,848世帯（令和6年10月末）                               |
| 町内組合数:     | 27組合（自主共聴組合のみ、NHK共聴はNA）                          |
| 組合加入世帯数:   | 1,426世帯（自主共聴27組合のみの合計）                           |
| 財政力指数:     | 0.409（令和4年度）                                     |
| 地形・地域の特徴:  | 篠山盆地と盆地を取り囲む山地で構成                                |
| 共聴組合の分布:   | 中心の平野部の多くの世帯では中継局のカバーエリアだが、谷山などの地形的条件により難視聴世帯が点在 |

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【兵庫県 丹波篠山市】

#### 丹波篠山市 テレビ難視聴地域解消事業補助金（平成11年より以前～ 対象施設：自主共聴）

| 補助対象 | 補助金額（1施設当たり）              | 諸条件                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害復旧 | 補助対象事業費の 1/3<br>（上限300万円） | <ul style="list-style-type: none"> <li>補助対象事業費が30万円以上の事業</li> <li>次に掲げるものは除く。                         <ol style="list-style-type: none"> <li>地上テレビ放送以外の放送を送受信するための設備</li> <li>敷設又は改修後20年未満のケーブル及び支柱等の更新</li> <li>宅内の工事</li> <li>丹波篠山市テレビ共聴施設デジタル化補助金交付要綱の対象となるもの</li> <li>丹波篠山市テレビ無線共聴施設設置補助金交付要綱の対象となるもの</li> <li>難視聴解消に係る日本放送協会等が負担するもの</li> <li>著しく高価な設備、その他市長が特に適当でないと認めるもの</li> </ol> </li> </ul> |
| 更新   |                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

#### <予算化のポイント>

- 本事業は**予算化を年度当初には行わず、有事の際は緊急で予算をつけている**。事前に組合から相談があれば、前もって予算用意する。
- 財政部門も情勢を認知しているため、災害対応のような形で予算の確保を依頼し、都度対応を行う。

#### その他の取り組み

##### 丹波篠山市ホームページに『丹波篠山市補助金事業等一覧』を掲載（年度当初に更新）

- 『丹波篠山市補助金事業等一覧』は、市の補助金等をまとめたもので、毎年年度当初にホームページで公開している。
- 市内自治会長が一堂に会する場で『丹波篠山市補助金事業等一覧』を紹介
- 年度当初に全自治会長が一堂に会する場で、今年度の補助金の一覧情報を確認いただくよう呼び掛けている。

#### <丹波篠山市担当者の考え方、コメント>

- テレビは情報インフラとして非常に重要。**災害情報等の情報収集も含めて、情報弱者にならないための一つの手段**だと考えている。
- 人口減少や高齢化が進んでいる中で維持管理は今後どうなっていくのかなど課題を持っている。地元で運営が難しくなる組合が出てくることを懸念しており、**市民に広くテレビ視聴を確保することを前提に、方策を探っていく**。（丹波篠山市）

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【大分県 宇佐市】

| ＜市町村の基本情報＞ |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 人口:        | 52,078人（令和6年10月末）                              |
| 世帯数:       | 26,033世帯（令和6年10月末）                             |
| 町内組合数:     | 73組合（自主共聴54組合、NHK共聴19組合）                       |
| 組合加入世帯数:   | N/A                                            |
| 財政力指数:     | 0.42（令和4年度）                                    |
| 地形・地域の特徴:  | 北部は宇佐平野、中部～南部にかけて中山間地                          |
| 共聴組合の分布:   | 北部の平野部の多くの世帯では中継局のカバーエリアだが、中部～南部の中山間地に難視聴世帯が多い |

### 3. 自治体の辺地共聴施設の支援の取り組み【大分県 宇佐市】

#### 宇佐市難視聴共聴組合支援事業補助金（令和3年度～ 対象施設：自主共聴）

| 補助対象                  | 補助金額       | 諸条件                                                            |
|-----------------------|------------|----------------------------------------------------------------|
| 大規模改修<br>老朽化・光ケーブル化改修 | 100万円（限度額） | ・ 対象経費から組合戸数×6万円を引いた額の3分の2<br>（対象経費－（組合戸数×6万円））×2/3＝補助金額       |
| 小規模改修<br>事故・自然災害等の改修  | 20万円（限度額）  | ・ 対象経費（組合戸数×1万円を超えたもの）の2分の1<br>（対象経費（組合戸数×1万円を超えたもの））×1/2＝補助金額 |

※1,000円未満切り捨て。他の補助金や損害保険金等がある場合は、対象経費から差し引く

#### <補助金額算定、世帯負担額のポイント>

- ・ 家庭用アンテナ設置費用が約3～5万円、**NHK共聴の改修工事の世帯負担額が約7万円程度**のため、**最低世帯負担額6万円を設定**。
- ・ **小規模改修時の世帯負担額**の1万円は、共聴組合を構成する世帯に対して、最低世帯負担額としてご負担をいただくという考え。
- ・ **補助金補助率**については、**組合の自主性（定期的な維持管理費の徴収）を確保しつつ、他の自治体の状況を踏まえ、大規模改修経費が「3分の2」、小規模改修経費が「2分の1」とした**。

#### その他の取り組み

##### 宇佐市公式LINEによる周知

- ・ 市の**ホームページ**や役所・支所内での**チラシの設置**、**市報への掲載**により、制度を周知しているが、更なる周知拡大のため、来年度以降より宇佐市**公式LINE**を活用した住民への制度周知を開始を検討している。
- ・ LINEで情報が直接本人に届くことで、組合長と組合員の情報格差もなくなり、相談フローの増加も見込める。
- ・ 9、10月の台風シーズンの倒木や落雷による共聴施設の故障が例年発生するため、それ以前に周知を行うことを検討している。
- ・ 補助金の予算は毎年考え直す必要があり、**必要とされる制度として維持する上でも、今まで以上に周知が必要**と考えている。

#### <宇佐市担当者の考え方、コメント>

- ・ テレビ視聴は、**生活に重要なライフラインの一つであり、様々な情報収集の手段と認識**されている。
- ・ 今後、施設の老朽化や災害により相談する組合が増えることが想定される。市民の生活水準の維持のために本補助金制度は重要であると考えている。
- ・ 資材確保や工事業者の確保が困難となっており、情勢に応じた適正な対応が求められている。（宇佐市）

## 4. まとめ：辺地共聴施設に対する支援の背景・経緯

### 補助制度創設のきっかけ

- **地上デジタル放送移行後の難視聴対策で制度を創設して以来、辺地共聴施設に対する補助事業を継続している場合と、施設の老朽化・修繕需要の増加による自治体窓口への組合からの相談が制度創設の契機となり近年補助事業を創設した場合の2つのパターンが見られた。**
- **自治体の住民からの要望がなければ事業に予算をつけることは難しい**とのコメントもあり、住民・組合の状況を自治体職員が把握したうえで、他の近隣の自治体などの支援事例を調査し、補助制度の設計を行う。
- 他にも、地域で選出された市議会議員が市民の悩み汲み取り、市議会議会の質問に挙げることで、補助制度の検討が始まる場合も見られた。議会主導での補助制度実施までには約1年間の準備期間が必要となる。

### 地デジ移行期（平成22年前後）

- アナログ放送終了、地上デジタル放送への移行に伴い、多くの自治体で新たに共聴施設が整備され、補助制度が確立された。
- 補助額の算定基準もこの時期の設備更新費用をもとに決定されているケースが多い。

### 近年の傾向

- 施設の老朽化や、故障時や維持管理に伴う組合員の減少による世帯当たりの負担額の増加が進み、補助の要望が増加。
- 自治体によっては、共聴施設の利用者や組合の状況が把握できておらず、現状把握に苦労する場合も見られる。

## 4. まとめ：辺地共聴施設に対する補助制度の設計

### 補助金額・補助対象の決定

- 辺地共聴施設への補助制度は、**各自治体の財政状況、地域特性、住民ニーズ、共聴組合の財政状況など、様々な要素を考慮して設計されている。**
- そのため、自治体ごとに補助額や対象範囲が異なることは必然であり、画一的な制度ではなく、地域に適した柔軟な支援策が求められる。補助制度設計の際は、以下の観点を総合的に検討することが重要である。
  - ① 自治体の財政規模と長期的な財源確保の可能性
  - ② 補助事業創設当時の状況と現在のニーズの変化
  - ③ 自主共聴施設利用世帯・NHK共聴施設利用世帯・直接受信世帯など各受信方法の間の公平性・バランス
  - ④ 組合の財務状況や保険加入有無を考慮し、過剰な保護を避ける
  - ⑤ 組合や住民の要望を適切に反映し、持続可能な支援制度とする

### 自治体の財政規模・財源確保の可能性

- 自治体ごとの財政規模や収支状況により、補助金の上限額や補助率が異なる傾向にある。

| 財政規模 | 大 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 比較的手厚い補助が可能であり、大規模改修や更新への補助率を高めることができる傾向にある</li> </ul> |
|------|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 小 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 財源の確保が難しく、補助額の上限を低く設定したり、対象を限定している</li> </ul>          |

### テレビ放送受信方法の違いと公平性

- 自治体ごとの財政規模や収支状況により、補助金の上限額や補助率が異なる傾向にある。

**自主共聴施設利用世帯**  
組合費・施設改修→全額自己負担

**NHK共聴施設利用世帯**  
組合費・施設改修→NHKと組合員が分担して負担

**中継局からの直接受信世帯**  
家庭用アンテナ設置のみ負担

### 組合の財政状況・保険加入有無

- 積立金が十分にある組合は、補助なしでも修繕が可能な場合があるため、**過剰な補助にならないよう配慮が必要。**
  - 自然災害や故障に備えた**保険に加入している組合**は、補助なしで対応できるケースがあり、補助対象から除外する自治体もある。
- ※ ただし、一部の共聴施設では保険商品の対象外の施設・地域、加入料が高額化している事例もあるため、保険への加入そのものが難しいという声もある。

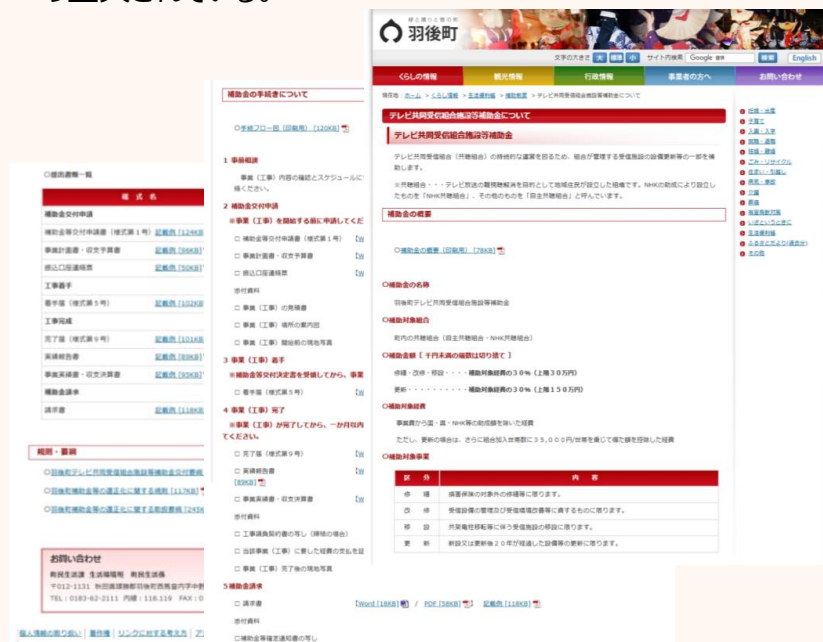
## 4. まとめ：辺地共聴施設に対する情報発信

### 情報提供・啓発活動

- ・ 辺地共聴施設の維持・運営には、地域住民や組合の協力が不可欠であるが、補助金制度や支援内容が十分に周知されていないと、必要な支援を受けられなかったり、施設の老朽化が進行する恐れもある。そのため、自治体による情報提供と啓発活動が重要である。

### 自治体ホームページへの掲載

- ・ 自治体の公式ホームページの情報を整理し、支援情報、申請書や要綱などの関連書類のリンク等、申請フロー順に1ページにまとめて集約することで、職員が住民にわかりやすく説明できるよう工夫されている。



(画像は羽後町HPを参照)

### チラシ・広報誌の配布による情報提供



- ・ 支所や市役所にチラシを常設し、高齢者が訪れた際に目にする機会を増やしている。
- ・ 対象者となる組合に、申請書とまとめて直接送付する場合もあった。

### 情報交換会の開催



- ・ 共聴組合の組合長や役員を対象として、自治体との情報交換会を年1回開催している。
- ・ 国や県の補助金制度や政策動向、組合の財務状況や運営課題の共有、技術的なサポート（修繕・改修の対応方法）などを共有する。
- ・ 組合間の連携が深まり、自治体への要望を整理する機会にもなりうる。

### デジタルツールを活用した情報発信



- ・ 自治体のLINE公式アカウントを活用し、共聴施設の利用者に向けた情報発信も検討されている。（共聴施設支援業務をデジタル推進を所管する部署が担務しているため、セットで周知）



本事例集は、総務省委託事業「辺地共聴施設の維持・運営に係る支援体制構築事業の請負」により、PwCコンサルティング合同会社が制作したものです。

PwC コンサルティング合同会社は、本書に関連して、総務省以外の第三者に対して、如何なる義務や責任も負いません。なお、PwC コンサルティング合同会社は、本書の日付後に発生した事象について、追加で報告をなし又は本報告書に反映させる責任を負うものではありません。